

日中韓等の大学間交流を通じた高度専門職業人育成事業 審査要項（案）

平成 22 年 4 月 日
日中韓等の大学間交流を通じた
高度専門職業人育成事業委員会

「日中韓等の大学間交流を通じた高度専門職業人育成事業」の審査は、この審査要項により行うものとする。

I 審査方針

「日中韓等の大学間交流を通じた高度専門職業人育成事業」の構想については、以下の要件を満たすものの中から選定する。

審査は、大学からの申請に基づき、計画の将来性、発展性を重視し、実現性の面から教育研究活動の実績も加味しつつ、「募集要領」における要件を満たすものの中から、以下の着目点を基に審査を行い、選定する。

II 審査に当たっての着目点

（1）海外大学からの優秀な外国人学生の受け入れ

- ① 基幹研究科等や連携する研究科等において、海外の大学との連携・交流実績が十分にあるか。
- ② 中国や韓国などのアジア地域の学生を受け入れるためのコンソーシアムを形成し、安定的に優秀な学生を受け入れることができる計画となっているか。

＜公募要領該当箇所：Ⅲ 1（1）＞（構想調書 11－（1））

- ① これまでの海外の大学との連携・交流実績をベースとして、当該大学との間でコンソーシアムを形成し、当該連携大学から優秀な外国人学生を推薦させる仕組みを構築すること。
- ② 外国人学生は、中国や韓国を中心とする国や地域から受入れるよう配慮すること。

（2）質の高い実践的な教育を行うための教育内容や教育体制の充実

- ① 産業界等の有識者の意見等を十分踏まえた体系的なカリキュラム編成を行う計画となっているか。
- ② 人材育成目的を達成するため、基幹研究科と学内の他の複数研究科との連携体制を構築し、組織的かつ総合的な教育が行われるような教育体制となっているか。
- ③ 産業界と連携して、事例研究や課題解決型授業、長期インターンシップ（3ヶ月程度以上が目途）が授業に取り入れられ、実践的な教育が確保できる計画となっているか。

- ④英語による授業を実施する環境を整備しているかどうか。
- ⑤実践的な教育を確保するために、企業等からの教員を安定的に招聘できる体制となっているか。
- ⑥教育水準の維持・向上を図る観点から、関係する他の大学との適切な協力体制を構築しているか。
- ⑦基幹研究科等や連携する研究科等において、産業界と連携した教育の実績が十分にあるか。

＜公募要領該当箇所：Ⅲ 1（2）＞（構想調書 11－（2））

- ① 産業界等の有識者の意見を十分に踏まえ、基幹となる研究科（以下「基幹研究科」という。）において、正規課程（修士、専門職及び博士のいずれかの課程）としてカリキュラムを編成すること。
- ② 基幹研究科等と他の複数の研究科等との連携体制を構築すること。
- ③ 実践的な教育を確保するため、事例研究、実践的な課題を用いた課題解決型授業（PBL）、企業における長期インターンシップ（海外を含む）等による授業を取り入れること。
- ④ 優秀な外国人学生を幅広く受け入れるなどの観点から、英語による授業を実施する環境を整えること。
- ⑤ 産業界と連携した実践的な教育を確保するため、企業等から特に優れた知識・経験・技術を有する者を招聘し教員として配置すること。

＜公募要領該当箇所：Ⅲ 2（1）＞（構想調書 11－（2））

当該分野に係る教育研究業績や高度の教育上の指導能力を有する他大学の教員に、当該課程の教員として授業を担当させるなど、関係する大学との適切な協力体制を構築すること。

（3）円滑な事業推進体制の整備とPDCAサイクルシステムの構築

- ①コーディネーター等を配置し、事業が円滑に推進できるような体制となっているか。
- ②第三者評価組織を設置し、事業の検証や評価を行う体制を整える計画となっているか。
また、検証結果等を踏まえたPDCAサイクルが機能するような計画となっているか。

＜公募要領該当箇所：Ⅲ 1（3）＞（構想調書 11－（3））

- ① 本事業のマネジメントの役割を担う専任のコーディネーター等を配置し、本事業を円滑に推進するための体制の整備を図ること。
- ② 第三者評価組織を設置し事業の検証や評価を実施するとともに必要な改善策を講じることができるよう、PDCAサイクルが機能するシステムを構築すること。

(4) 達成目標の設定

中間評価（平成24年度）及び事後評価（平成27年度）時点の達成目標が、本事業の目的に相応しい内容となっているか。

＜公募要領該当箇所：Ⅲ1（4）＞（構想調書11－（4））

中間評価及び事後評価の各時点における達成目標を国民にわかりやすい形で明確に設定すること。（特に以下の点について目標を設定すること。）

- ・ 基幹研究科における留学生比率
- ・ 本事業により連携する企業数及びインターシップ受入企業数
- ・ コース修了者の関係企業等への就職率

(5) 学生に対する修学・就職支援等

①学生（特に外国人学生）に対する支援策が計画され、十分実施できる体制になっているか。

②奨学金支給や授業料減免等による経済的支援のための方策が計画されているか。

＜公募要領該当箇所：Ⅲ2（1）＞（構想調書11－（5））

学生（特に外国人学生）が、安心して学修に専念できるための学修上の相談体制の整備、生活・就職支援、経済支援等の必要な支援策。

(6) 採用促進に向けた取組

当該事業によるコースの修了者の、関係企業の採用促進に向けた取組が十分に計画されているか。

＜公募要領該当箇所：Ⅲ2（2）＞（構想調書11－（6））

関係企業等に対するコース修了者の積極的な採用促進に向けた取組。

(7) 外国人学生の就職支援

外国人学生の日本語能力向上や日本の企業理解のための取組は十分な内容となっているか。

＜公募要領該当箇所：Ⅲ2（3）＞（構想調書11－（7））

外国人学生の日本企業等への円滑な就職を支援するための当該職業を担うために必要な日本語や日本の企業文化等の補完教育の取組。

(8) 他の事業との重複状況

- ① 既存の事業（特にグローバル30）では実現ができない計画であるのかどうか、十分に検討・整理がされているかどうか。
- ② 財政支援が他の事業と重複するものとなっていないかどうか。

＜公募要領該当箇所：Ⅲ3＞（構想調書11－（8））

以下の取組は対象外とします。

- ① 文部科学省が大学改革推進等補助金、国際化拠点整備事業費補助金又は研究拠点形成費等補助金で行っている事業（以下、「国公私を通じた大学教育改革支援プログラム」という。）で採択されている取組及び過去に採択され支援期間が終了した取組と同一又は類似の取組
- ② 当該大学の本事業以外の国公私を通じた大学教育改革支援プログラムに申請を予定している取組と同一又は類似の取組

(9) 事業趣旨の合致性・重要性、人材育成の意義、計画の妥当性

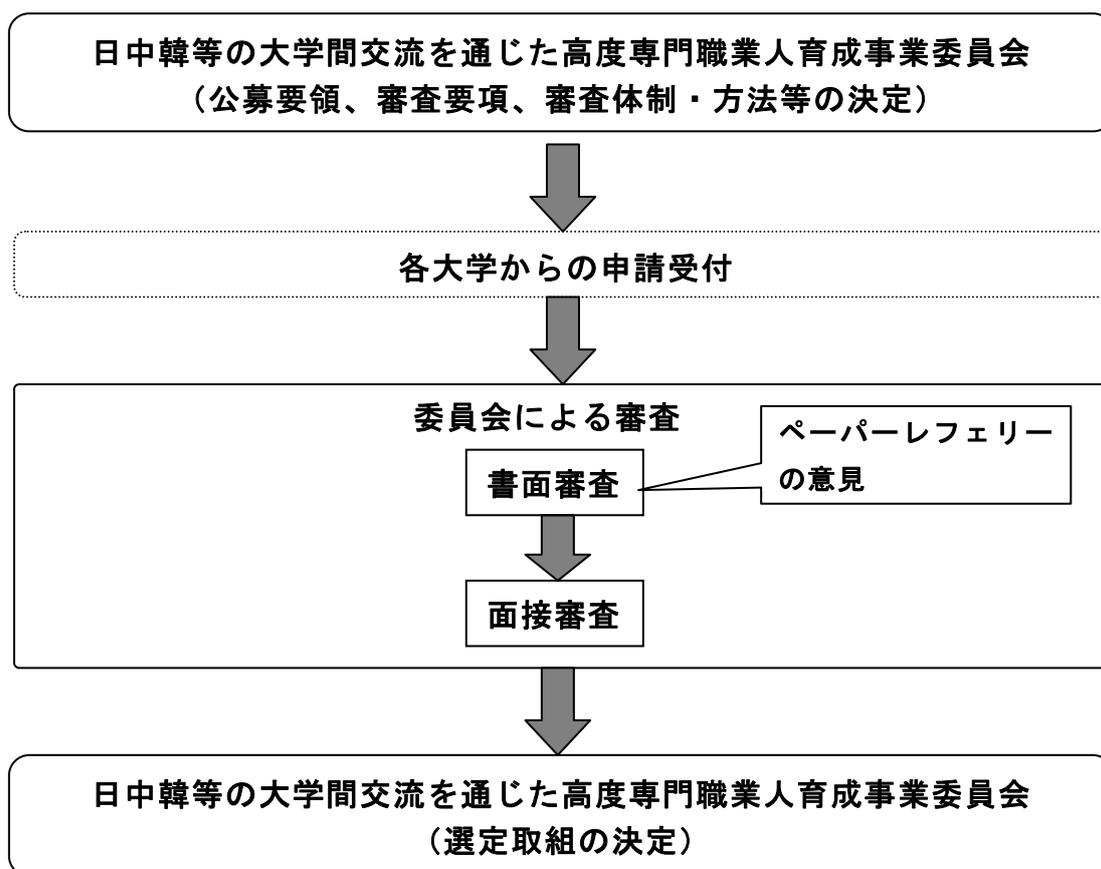
- ① 日中韓をはじめとするアジア地域の協力強化が求められる共通の成長分野と認められる分野となっていること。特に、新成長戦略（基本方針）に合致した分野となっていること。また、中国・韓国等から留学生を受け入れ、当該分野の職業人育成を行う必要性・重要性が明確であること。
- ② これまでの当該分野の教育研究実績、大学間交流実績、産学連携実績等を活かし、それを発展的に展開するものであること。
- ③ 大学において、本事業の計画が、当該大学の国際化や人材育成などにおいて、戦略的に位置づけられていること。
- ④ 財政支援期間終了後においても、当該取組が継続的に実施できるように、自立かつ発展的な運営が行われるための方針及び計画が明確に示されていること。
- ⑤ 計画が、経費や規模の面で合理的であること。

Ⅲ 審査方法

本事業の審査にあたっては、「日中韓等の大学間交流を通じた高度専門職業人育成事業委員会」（以下「委員会」という。）において、「書類審査」及び「面接審査」の2段階により実施し、それらの結果を総合的に評価し、選定取組を決定する。

「書面審査」「面接審査」は、委員が分担して実施するものとし、「書面審査」は、申請内容に応じて専門委員であるペーパーレフェリーによる審査も行う。

【審査手順（選定までの流れ）】



(1) 個別書面審査

委員は、調書に基づき個別書面審査を行う。審査にあたっては、「Ⅱ 審査にあたっての着目点」の各審査の観点に留意しつつ、評価を行う。なお、個別書面審査の具体的な方法等については別に定める。

(2) 面接審査

委員は、調書に基づき面接審査を実施する。その際、書面審査の評価結果を参考とする。実施にあたっては、別に定める「面接審査実施要領」による行う。

(3) 委員会における審査

個別書面審査及び面接審査の結果に基づき、合議により採択する取組を選定する。

IV その他

1 開示・公開等

(1) 委員会の審議内容等の取扱いについて

委員会の会議及び会議資料は、原則公開することとする。ただし、次に掲げる

場合であって委員会が非公開とすることを決定したときは、この限りではない。

- ① 審査・評価（人選を含む）に関する調査審議の場合
- ② その他委員長が公開することが適当でないと判断した場合

なお、専ら審査に関する調査審議を行う会議及び会議資料については、審査の円滑な遂行確保の観点から非公開とする。

(2) 委員会の議事要旨は、上記に掲げる場合を除き、原則公開とする。

(3) 審査結果（採択された取組）は、文部科学省のホームページへの掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。

(4) 委員等氏名について

- ① 委員会委員の氏名は、公表することとする。
- ② 専門委員の氏名については選定後公表することとする。

2 委員等の遵守事項

(1) 利害関係者の排除等

申請に直接関係する委員及び専門委員は、事務局にその旨申し出ることとし、自己の関係する申請の書面審査及び面接審査を行わない。

また、委員会における当該申請の個別審議に加わることができない。

(利害関係者と見なされる場合の例)

- ・委員及び専門委員が当該大学の専任又は兼任として在職（就任予定を含む。）し、又は過去3年以内に在職していた場合
- ・委員及び専門委員が当該大学・学校法人の役員として在職（就任予定を含む。）している場合
- ・その他委員及び専門委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される場合

(2) 秘密保持

- ・審査の過程で知り得た個人情報及び対象大学の審査内容に係る情報については外部に漏らしてはならない。
- ・委員として取得した情報（調書等各種資料を含む）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。